



9月議会 村長 行政報告



し、さらに力強く本村の魅力を発信できるよう、工夫と改良を重ねていきます。

人事

本年度の職員採用試験は、中途退職者の補充のため、一般行政職を10月採用に向け、一次試験を7月、二次及び三次試験を8月に実施しました。

地方創生

「新型コロナウイルス感染症対応交付金」は、感染拡大の防止施策として10事業、事業者支援及び地域経済の回復事業に6事業、村民の生活支援策に3事業、教育環境の整備に2事業の全21事業、8,460万円余りを交付申請しています。

ふるさと納税

県内多くの市町村で昨年度より寄附額が減少傾向にあるなか、本村は7月末現在の寄附額が3億2,258万円と、昨年度と同水準で推移しています。

ふるさと納税サイト「げいせいいつうしん」の開設により、リピートユーザーが増加傾向にあり、ファンの獲得につながっています。

観光振興

「観月の宴」「みのりの王国芸西フェスティ」は、実行委員会において、来場者及び出店・出演関係者の健康や安全面を協議し、開催中止を決定しました。

10月予定の「竹灯りの宵」は、12月1日

～令和4年1月10日まで、ロイヤルホテル土佐の敷地に展示する、期間開催とす

地域振興

集落活動センターは、商品の安全を確保する衛生管理の基準である、HACCP

P（ハサップ）第2ステージの認証を取得し、消費者や納入先からより信頼される商品の提供が可能となりました。主力商品の「白玉糖ミルクバター」は売れ行きが好調で、高知龍馬空港や県庁地下売店で販売を開始しました。



白玉糖ミルクバター



オゾン発生器

その他

新型コロナ交付金を活用し、公共施設や学校などへ、ウイルス除菌効果のあるオゾン発生器を購入しました。

住民福祉・保健衛生

新型コロナワクチン接種は、村内の医療機関にご理解ご協力をいただき、これまで順調に接種を行うことができています。医療機関の皆さんには心より感謝を申し上げます。

感染拡大が続いているので、ワクチン接種後も感染予防対策を継続していくだくよう、広報を行っていきます。

地域包括支援センターでは、高齢者に対する来所、電話、訪問による総合相談と実態把握などを継続的に実施しています。

保健センターでは、7・8月に小学校4・5年生、中学校1・2年生を対象に小児生

活習慣病予防健診を行い、88名の参加がありました。

新型コロナウイルス感染症の支援策として、村民の生活支援と地域経済の活性化を目的として行う、生活支援地

域振興券は、8月12日に世帯主に発送しました。

本村にとってありがたいデータですが、決して現状に驕ることなく、関係法令を遵守しながら現在の勢いをキープ

移住促進

毎年、東京・大阪で年2回開催している「高知暮らしフェア」に参加しています。今後、どのような形での開催になるか不透明ですが、11月の開催に向けて準備をしています。

移住促進住宅は、所有者への聞き取りや他の自治体の運営状況について調査・

研究した結果、利用期間を3年から5年間に変更する議案を提出しています。

移住者向け分譲宅地は、地質調査や測量登記業務が完了しました。今後は、各種条件や販売方法を整理し、販売促進に努めます。



分譲宅地(西組)

農業振興

園芸用ハウス整備事業のレンタルハウス3件が完成しました。残りの1件は、10月下旬に着手できるよう準備を進めます。

燃料タンク対策事業は、3件が完了しました。

環境制御技術普及促進事業は、7件の農家が取り組み、機器の導入を進めていました。

土木

公共土木では、村道桜ヶ池線のガードパイプ改修工事、琴ヶ浜旧道の側溝改修工事、サンシャイン新店舗進入路向かいの側溝への蓋掛け工事が完了しました。

サンシャイン旧店舗東側村道シルデン線

林業

松くい虫防除の地上散布は5月下旬から7月中旬にかけて、合計3回の防除作業を実施しました。本年度は枯損松の伐倒駆除に加え、樹幹注入を実施予定です。

水産

西分漁港に設置している冷凍庫が老朽化により故障し、急遽修理が必要となり、補正予算を計上しました。

住宅

公営住宅は、浅津団地屋根防水シート工事のほか、ウサイ谷、正路ヶ芝、村松の各団地の改修工事を発注し、北芝団地建設工事は、2月末の完成を目指しています。

消防・防災

防災関係は、7月29日に自主防災組織連絡協議会を開催し、補助事業についての説明を行いました。資機材の再整備、自主防災活動補助金について、現在申請を受け付けています。

また、7月から防災行政無線で村内放送の合成音声化を開始しました。合成音声は、聞き取りにくいなどのご意見を複数いたいでいますが、細かいインテネーションやスピードなどを工夫し、少しでも聞き取りやすいよう調整しています。

消防関係では、6月15日に水防訓練を行い、土嚢200袋を作成し、災害に備えています。また西分郷東中地区の耐震性貯水槽(防火水槽)新設工事は、1月末の完成予定です。

教育

小学校では、手洗いやうがい、マスク着用の徹底を呼びかけ、1日に数回、教

転が完了し、現場での作業に着手しています。



サンシャイン旧店舗東側村道シルデン線

上下水道

上下水道

収納率向上のために令和4年度からコンビニでも料金の収納ができるよう準備を進めています。

水道管路の管理システムは、導入後は断水時の管路の切り回しの確認や管路内の流量、水圧等の水理解析も容易に行なえるようになります。

室や手洗い場の消毒をしながら、学校運営を行ってきました。

中学校でも同様に、感染予防に努めながらの学校運営に取り組みます。

修学旅行は、小学校は5月予定を11月に延期し、行先も四国内としました。

中学校2年生は10月予定を3月に延期しました。中学校3年生は7月に予定していましたが中止し、遠足を行いました。

さらに代替行事を検討しています。

文化資料館・筒井美術館では、筒井

広道油絵修復「ビフォーアフター展」

「芸西の戦争を物語る品々展 久重地区編」を行いました。

国民健康保険

8月4・5日に、がん検診、集団健診を行いました。本年度も事前予約制を導入し、健診時における感染症予防の注意点を取り入れて行いました。受診者は2日間で127名(前年比△13名)でした。

10月13・14日に実施の2回目の集団診では、未受診者に対する文書による受診勧奨を行い、感染症予防に注意しながら行います。



受けない
なんて
もったいない!!

健診・がん検診 のお知らせ



○完全予約制で実施します!

予約期間は、各種健診(がん検診)日の2週間前まで、先着順で受付をしております。

電話または役場1階窓口(健康福祉課・保健センター)にて、健診(がん検診)の希望日および希望時間を選んで予約をしてください。

○コロナ禍でも健康のために必要な健診(検診)受診を!

健診会場では、換気や消毒でしっかりと感染予防対策をしています。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。ご自身の健康づくりのため、健診(検診)は継続して受けるようにしましょう。

■開催日程 令和3年10月13日(水)・14日(木)

※胃がん検診は10月14日(木)のみ開催します

■場所 芸西村村民会館

健診(検診)種目	対象者	費用	集合時間
特 定 健 診	国保加入者40歳～74歳	無料	① 8:30 ⑦ 13:00 ② 9:00 ⑧ 13:30 ③ 9:30 ⑨ 14:00 ④ 10:00 ⑩ 14:30 ⑤ 10:30 ⑥ 11:00
若 年 健 診	健診を受ける機会がない30歳～39歳	無料	
健 康 診 査	75歳以上	無料	
肺がん・結核検診	40歳以上	無料	
大腸がん検診	40歳以上	300円	予約は不要です、時間内にお越しください 8:30～11:30 13:00～15:00
前立腺がん検診	50歳以上の男性(2年に1回)	300円	
胃がん検診	40歳以上	500円	※胃がん検診は10月14日(木)のみ開催です ① 8:00 ③ 9:00 ⑤ 10:00 ② 8:30 ④ 9:30

特定健診は、他保険の方でも被扶養者は受診できます。自己費用は、加入医療保険へお問合せください。

生活保護対象者は無料です。

■開催日程 令和3年12月6日(月) ■場所 芸西村村民会館

健診(検診)種目	対象者	費用	集合時間
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回)	500円	※子宮頸がんは15:00の受付が最終です ① 13:30 ④ 15:00 ② 14:00 ⑤ 15:30 ③ 14:30
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回)	500円	

■申込み・お問合せ 保健センター ☎33-4156

広報げいせい 2021 10月号



新型コロナウイルス感染拡大に伴い、病院へ行くことを控えている方もいらっしゃると思います。しかし、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要です。また、予防接種のための受診は「不要不急」ではありません。

新型コロナウイルス感染症の発生が続いている状況であっても、基本的には、定期の予防接種は決められた接種期間内に受けるようにしましょう。

令和3年度 インフルエンザの定期予防接種

下記の方を対象に公費によるインフルエンザの予防接種を実施します。

予防接種により発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

インフルエンザの流行前に予防接種を受けましょう。



●対象者

芸西村に住民登録があり、接種当日①②のうち、本人が接種を希望する方

- ①65歳以上の方
- ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有する方

●実施期間 令和3年10月1日(金)～12月31日(金)

(但し、委託医療機関の休診日は除きます)

※公費による負担は上記期間中のみとなりますのでご了承ください。

●接種料金 1,100円

※「生活保護受給者」の方は免除申請書の提出が必要ですので、免除対象者の方は健康福祉課までお申し出ください。

●接種回数 1回

※公費負担で接種できるのは、左記の期間中1回だけです。

●接種の受け方

- ①接種を希望する委託医療機関に、前もって接種日時をお問合せください。
 - ②指定された接種日に委託医療機関で『予防接種の説明書』をよく読んで予診票に記入してください。なお、体温は病院で測ったものを記入します。
- ※接種当日は健康保険証を持参してください。

●実施医療機関 県下委託医療機関

[芸西村内委託医療機関]

芸西オルソクリニック	☎33-3503
芸西病院	☎33-3833
深谷内科	☎33-2401

※村外の委託医療機関については、事前に希望する機関へお問合せください。

子どもインフルエンザ予防接種助成について

芸西村では、インフルエンザの予防接種費用の助成を実施しています。



●対象者 接種時に芸西村に住民登録がある1歳～18歳の方

※但し、就労している方及び婚姻している方、他制度により補助を受けられる方を除く。

●実施期間 令和3年10月1日(金)～12月31日(金)

(但し、医療機関の休診日は除きます)

●助成金額 2,000円

※生活保護を受けている世帯に属する場合は全額助成とします。

●助成回数 1回

(公費負担で接種できるのは、期間中1回だけです)

●申請期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)

●申請に必要なもの

- ①接種医療機関で発行された領収書で次の記載があるもの

- ・接種日
- ・接種者(子ども)の氏名
- ・医療機関(領収印が必要)
- ・但し書き部分が「インフルエンザ予防接種代」となっていることが必要

- ②母子健康手帳又は記録が判るもの

- ③印鑑

- ④申請人(保護者)口座がわかるもの

※原則として、新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに片方のワクチンを受けてから、2週間後に接種ができます。



■お問合せ 健康福祉課 ☎33-2112



忘れて
いませんか?

接種できるのは一生に一度 年度末(令和4年3月31日)が接種期限です!

令和3年度 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種



令和3年度 対象者	年齢	対象となる生年月日
	65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
	70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
	75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
	80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
	85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
	90歳	昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日
	95歳	大正15年4月2日～昭和 2年4月1日
	100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日
60歳以上 65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害のある方（身体障害者手帳1級相当）		
接種場所	実施医療機関はインフルエンザの定期予防接種と同じですが、予約が必要です。	
自己負担金	2000円 生活保護、70歳以上で住民税非課税の方は、自己負担金が免除（無料）になります。	
手続き方法	予診票は、役場の健康福祉課窓口で個別に発行します。 印鑑と本人確認できるもの（保険証・免許証）をお持ちください。 代理人の場合は、委任状等が必要ですので、健康福祉課までお問い合わせください。	

※定期接種対象となるのは、お一人一生につき該当年齢の1年間のみです

※過去に成人用肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種歴のある方は対象外です。

■お問合せ 健康福祉課 ☎33-2112

10月18日(月)～24日(日)は行政相談週間です

～ 困ったら一人で悩まず行政相談！～

無料
秘密厳守

国の仕事やサービスで、困っていること、分からぬことがありますたら、総務省の行政相談をご利用ください。

総務省では、多くの皆さんに行政相談をご利用していただけるよう、毎年10月に「政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。当村においても、次のとおり、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が『一日行政相談所』（無料・秘密厳守）を開設しますので、お気軽にご相談ください。

- 日 時 10月21日(木) 10:00～15:00
- 場 所 芸西村村民会館
- 行政相談員 松本 佳代子

■お問合せ 高知行政監視行政相談センター ☎088-824-4100 総務課 ☎33-2111





旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

一時金の支給に関する相談及び請求の受付窓口について、下記の通りお知らせします

- 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が平成31年4月24日に成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- この法に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金が支給されます。

支給対象者

以下の①または②に該当する方で、請求時点をご存命の方が対象となります。

- ①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く）
- ②①と同じ期間（昭和23年9月11日から平成8年9月25日まで）に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除く）

支給金額

- 一時金の額は、320万円（一律）です。
- 支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

支給の手続き

- 手続きについては、お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください。
(郵送による提出も可能)
- 請求書や必要書類等、詳しくは下記お問い合わせ先までご相談ください。
- 請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

お問い合わせ先

高知県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口

電話番号 088-823-9727（専用電話）
FAX 088-823-9658
メールアドレス yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
受付時間 8:30～17:15（月曜日から金曜日 土日祝日、年末年始を除く）
所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階
高知県子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課 母子保健・子育て支援室



【厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口】

電話番号 03-3595-2575
FAX 03-3595-2753
メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp
受付時間 9:30～18:00（月曜日から金曜日 土日祝日、年末年始を除く）





ご存じ
ですか？

被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。これらの建物は、その後の余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行なう必要があります。

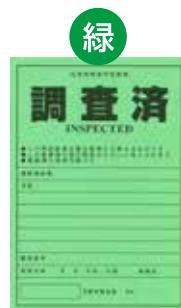
判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。



この建物に立ち入ることは
危険です



この建物に立ち入る場合は
十分に注意してください



この建物は
使用可能です

その他の地震発生後の建物に関する判定として次のようなものがあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

■住家被害認定……「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

■被災度区分判定……建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

被災宅地危険度判定

(熊本地震では、約19,000件の判定が行われました)

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆様に情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

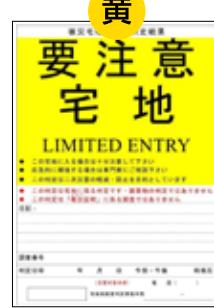
平成28年の熊本地震の際には、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が被災市町村(熊本市、益城町、南阿蘇村など)を支援するために、現地へ派遣されました。

被災宅地危険度判定の結果は、右記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見えやすい場所に貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。



この宅地に入ることは
危険です



この宅地に入る場合は
十分注意してください



この宅地の被災度は
小さいと考えられます

上記の判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、**り災証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。**

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいよろしくお願いします。

■お問合せ 産業振興課 住宅耐震担当 ☎33-2113 総務課 防災担当 ☎33-2111



「安芸郡内町村と 日本郵便株式会社との包括的連携協定」 合同締結式が開催されました。

令和3年8月3日(火)田野町ふれあいセンターにおいて、芸西村を含む安芸郡内の7つの町村が合同で、日本郵便株式会社と包括的連携協定(安田町は変更覚書)を締結しました。

目的

市町村及び郵便局それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化、住民の安全・安心の確保等に寄与すること

連携事項

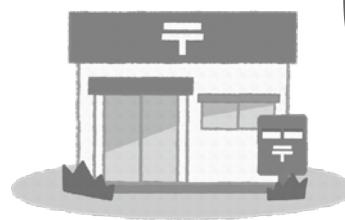
包括的連携協定による連携事項

- (1) 行政や観光等の情報発信及びPRに関するここと
- (2) 住民の安全・安心の確保に関するここと
- (3) 地域防災体制の向上に関するここと
- (4) その他、地方創生・地域の活性化を図るための施策に関するここと

対象郵便局

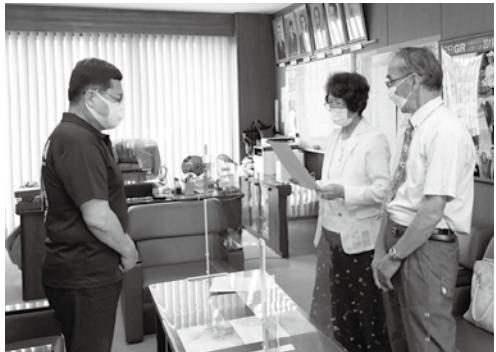
連携対象郵便局

安芸市、室戸市及び安芸郡内 25 郵便局





～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 社会を明るくする運動



今年で71回目を迎えた“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

7月は強化月間・再発防止啓発月間としており、7月7日には保護司の山本さん・貞廣さ



保護司の貞廣さん・山本さん

んが来庁し、内閣総理大臣のメッセージを伝達しました。

立ち直りを支える家庭や地域をつくるためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

あなたもできることから始めてみませんか？

ゆずります～ください



芸西村社会福祉協議会では、芸西村の皆さんを対象にリサイクル事業「ゆずります～ください」を行っています。この事業は、家の中に眠っている物・使わなくなった物（下記の対象品目）を無料でゆずり合って、有効に活用していただくために、社協がそのお手伝いをしていくというものです。

方法は、下記のとおりです。大いに活用していただきますようご案内申し上げます。

ゆずります～ください情報

令和3年8月30日現在

ゆずります登録リスト	
物品名	型式・サイズ・使用年数等
チャイルドシート	黒、10年使用

※くださいの登録はありません

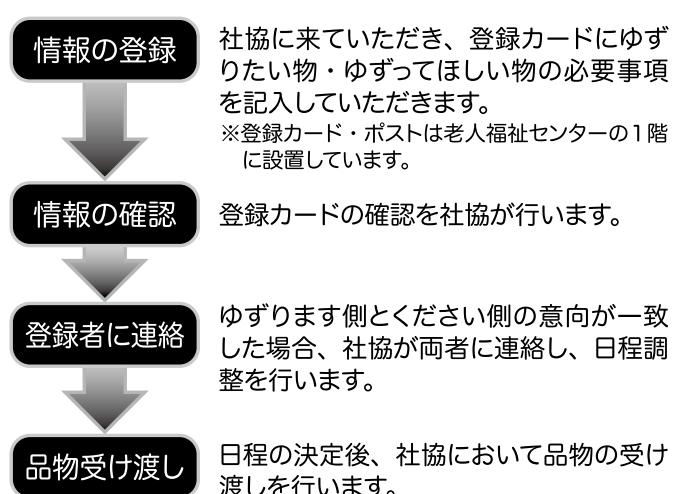
◆対象品目

- ・保育所（制服）・幼稚園（制服・制帽・かばん・体操服）
- ・小学校（体操服・赤白帽子）・中学校（制服・体操服・Yシャツ）
- ・チャイルドシート、ジュニアニート・シルバーカー

◆注意事項

- ・日程調整時、個人情報を出すことはありません。
- ・社協は品物の配達はいたしません。
- ・社協が品物を預かることはできません。
- ・品物を受け取った側が、意に沿わなかった場合でも、必ず受け取っていただきます。その場合、ご自身で処分していただくか、再度ゆずります登録カードに登録していただくことになります。
- ・品物の登録有効期限は1年間とさせていただきます。

◆利用手続きの流れ



■お問合せ 芸西村社会福祉協議会 ☎32-2211 西森



就職への第一歩！職業訓練生募集

就職・転職をお考えの方のために、職業訓練コースを開講します。受講料は無料（テキスト代等は別途必要）。

訓練期間中から修了後にわたって、ハローワークと各訓練施設が積極的に就職支援を行います。

受講申込み

住所を所管する **ハローワークへ**

訓練のお問合せ

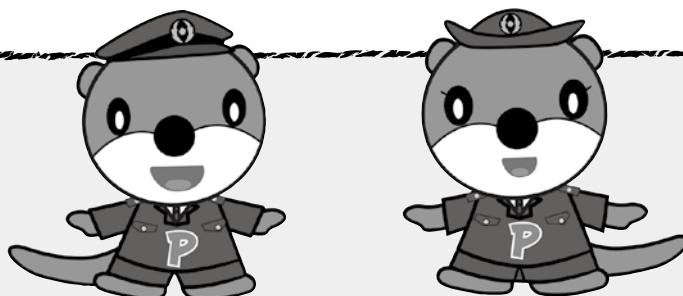
ポリテクセンター高知 ☎ 088-833-1324

求職者支援訓練一覧

No.	訓練コース名	訓練時間	入所日～終了日	募集期間（説明会日程）
1	ファイナンシャル・プランナー 養成科	平日 9:00～16:00	令和3年11月24日(水) ～令和4年2月22日(火)	令和3年10月 1日(金)～10月22日(金)
				追加募集 令和3年10月23日(土)～10月29日(金)
2	基礎からしっかり学ぶ 介護職員実務者研修科	平日 9:20～16:00	令和3年11月26日(金) ～令和4年5月25日(水)	令和3年10月 6日(水)～10月26日(火)
				追加募集 令和3年10月27日(水)～11月 2日(火)
3	効率的に学べる 介護職員初任者研修科(短時間)	平日 (月10日程度) 9:10～15:50	令和3年12月16日(木) ～令和4年3月15日(火)	令和3年10月26日(火)～11月15日(月)
				追加募集 令和3年11月16日(火)～11月22日(月)

全国地域安全運動

10月11日(月)～10月20日(水)



安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、全国一斉に実施される「全国地域安全運動」。この期間中、安芸地区地域安全協会と安芸警察署では、地域安全推進員をはじめとする地域の防犯団体等と連携して「みんなで つくろう 安心の街」をスローガンに、各種地域安全活動を推進します。

皆さんもこの機会に、地域の安全や家庭の防犯について確認し合い、事件・事故のない安心安全な街づくり・家庭づくりに取り組みましょう。

安芸地区地域安全協会・安芸警察署



地域包括支援センターだより

新型コロナウイルスで外出しづらい状況が続いていますね。コロナが明けたとき、皆さんと元気でお会いできるように、フレイル(からだとこころの健康悪化)を予防しましょう！

いつまでも元気でいるために！

1. からだとこころの健康

健康診断は、からだ全体の状態を知るチャンスです。毎年の健診を受け、ご自身の健康状態の変化を知りましょう。また、こころの不調が優れない状態がずっと続いている場合は、病院や保健師へ相談してみましょう。



2. 食事 1日3食しっかり食べていますか？ 体重は減っていませんか？

改善
ポイント

- たんぱく質（肉や魚、大豆食品、卵など）をしっかりと摂りましょう。
- 「主食」「主菜」「副菜」のそろった「一汁三菜」を毎日の食事の基本に！
- 食欲がないときは、たんぱく質が多い主菜から。
- こまめな水分補給も忘れずに！



3. お口の健康 固いものが食べにくくなっていますか？ むせることが増えていますか？

※お口の機能の衰え（オーラルフレイル）は、全身の機能低下につながりやすく注意が必要です。

改善
ポイント

- 毎食後、歯磨き・舌や入れ歯の清掃などで、お口のなかをきれいに保ちましょう。
- 定期的に歯医者で歯とお口のなかの状態を確認してもらいましょう。
- お口の体操を日々の生活に取り入れましょう。

4. 運動 歩く速さが遅くなり、日常生活に支障が出ていませんか？ 転倒していませんか？

※転倒による骨折は、要介護になる大きな原因です。

改善
ポイント

- 歩くなど、週に2回は運動しましょう。
- 筋力の維持のために、スクワットなどの筋トレや体操も習慣にしましょう。

5. 社会参加 外出やひととの会話は、交流の幅が広まり頭やからだを使うよい機会になります。

認知症の予防にも効果的！

改善
ポイント

- コロナ感染症対策をしつつ、友人や家族、地域のひとと会話しましょう。
- 「通いの場」やボランティア活動など、積極的に参加しましょう。

介護予防教室のご案内

芸西村でも、健康・介護に関する教室を実施しています。教室では、専門職（歯科衛生士・管理栄養士・保健師など）が体重やお口の機能・からだの状態をチェックし、健康づくりのポイントをお話しします。お気軽にご参加ください。また、村内の各ふれあいセンターでは、からだやお口の体操を日々実施しています。

【行事予定】 詳しい日程については、お知らせ広報をご覧ください。

①9月29日 / 30日	②12月2日	口コモ予防教室『口コモ予防で年齢に負けない脚づくりを！』
11月		栄養教室『食べて元気にフレイル予防』
12月		お口の教室『歯っぴい☆健口教室』

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、変更となる場合があります。

■お問合せ 芸西村地域包括支援センター ☎33-2245



～10月1日から『赤い羽根共同募金』がはじまります～

皆さまから寄せられた寄付金は、高知県共同募金会を通じ、芸西村の子どもたち、障害のある方、高齢者などを支援する福祉活動に役立てられています。

赤い羽根共同募金の受付は、役場健康福祉課で受け付けていますので、温かいご支援・ご協力をよろしくお願ひします。

■お問合せ 芸西村社会福祉協議会 ☎32-2211

令和3年度 第2回 芸西村職員採用資格試験のお知らせ

令和3年度 第2回 職員採用資格試験を次のとおり実施します。受験を希望される方は期日までに申し込んでください。

・大切な
お知らせ



①採用職種	一般行政職・初級土木職
②採用予定人数	若干名
③受験資格	①平成3年4月2日以降に生まれた人で、公務員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知的能力と適応性を有する人 ②採用決定後は、芸西村内に居住できる人 ③採用決定後は、令和4年4月1日から勤務が可能な方 ④土木職については、学校教育法に基づく学校等において土木に関する課程を専攻して卒業した方(令和4年3月31日までに卒業見込みの方を含む)、又は民間企業や行政機関等において建設(土木)に関する職務経験の期間が、令和3年9月30日時点で、通算3年以上ある方。ただし、同一企業・団体等につき1年以上継続勤務経験を必要とする。
⑤受付期間	9月24日(金)～11月8日(月) 午後5時15分必着(郵送可)
⑥試験実施日	一次試験 11月21日(日) ①事務能力検査 ②基礎能力試験 ③適性検査 ④専門試験(土木職のみ) 二次試験予定 令和3年12月12日頃(予定)※詳細については、一次試験合格者のみ別途通知します 三次試験予定 二次試験から1ヶ月以内※詳細については、二次試験合格者のみ別途通知します
⑦一次試験会場	芸西村民会館(芸西村役場東隣)※人数によって変更有

■お申込み・お問合せ 総務課 管理係 ☎33-2111



高知県からのお知らせ

森林所有者のみなさまへ…

間伐や造林などに関する支援制度(令和3年度)

1. 施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11～25年生 (除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	68%
	間伐 (保育)	保育間伐A 11～35年生 保育間伐B 36年生～ 保育間伐D 31～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満	0.1ha以上／施行地			
	間伐 (搬出)	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上／施行地 ①森林経営計画に基づく場合森林経営計画ごとに間伐・更新伐の実行面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ※施業実施前に「事前計画書」を提出すること。 (森林作業道の計画を含む)	
	更新伐	31～90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)	②特定間伐等促進計画に基づく場合集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて実行面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上			
環境林整備事業	間伐 (搬出)	保育間伐C 11～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D)とする。	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等 (地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	72%(保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林)又は県が定めた標準単価の36%(その他)

■みどりの環境整備支援交付金(県補助) 造林事業への嵩上げ (造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	補助率	補助率	
除伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D)とする。	定額 37,000円/ha
間伐 (保育)	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ		定額 41,000円/ha
	11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ		定額 37,000円/ha
	31～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))への嵩上げ		定額 27,000円/ha (林内整理ありの場合は39,000円)
	11～45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))への嵩上げ		定額 28,000円/ha



■木材安定供給推進事業(国庫補助)

下表以外の作業種…資源高度利用型施設(一貫作業、鳥獣害防止施設等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐 (搬出)	林齢制限 なし	不用木の除去、 不良木の淘汰、 支障木やあばれ木等の伐倒・ 造材・集材搬出 集積、積込・原木仕分け費	0.1ha以上 ／施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。	定額(間接費を含む) ・搬出材積:10m ³ 以上30m ³ /ha未満 171,000円～224,000円/ha以内 ・搬出材積:30m ³ 以上50m ³ /ha未満 233,000円～305,000円/ha以内 ・搬出材積:50m ³ 以上70m ³ /ha未満 358,000円～468,000円/ha以内 ・搬出材積:70m ³ 以上 476,000円～623,000円/ha以内
					【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。(除伐・保育間伐は除く) ③生産基盤強化区域内(除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域)で実施すること。	
除伐	11～25年生	不用木の除去、 不良木の淘汰				定額(間接費を含む) 151,000円～197,000円/ha以内
間伐 (保育)	26～60年生	不用木の除去、 不良木の淘汰		25%		定額(間接費を含む) 141,000円～184,000円/ha以内

2. 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県補助) 下表以外に路網整備(500～1,500円/m)

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐 (保育)	11～60年生	公益林保全整備事業	0.1ha以上／施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額 80,000円/ha
間伐 (搬出)	31～60年生	森林整備支援事業	0.1ha以上／施行地	30%	国庫補助事業の対象とならない森林	定額 183,000円/ha
				20%	※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額 122,000円/ha

3. 再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県補助)

造林事業、木材安定供給推進事業への嵩上げ(造林事業等と合計で概ね90%相当)、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。	コンテナ苗による再造林:県が定めた標準単価の27%以内(補助率68%の場合は合わせて95%)
シカ被害防護施設	ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一緒に実施するものとする。	上記以外の作業種:県が定めた標準単価の22%以内(補助率68%の場合は合わせて90%)
下刈り(隔年)		※再造林及び耕作放棄地への造林に限る
再造林の推進 (林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材又はD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額 600円/m ³ (チップ等端材)

上記は、国及び県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ(加算)などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

■お問合せ

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課(造林・間伐担当) ☎088-821-4602

安芸林業事務所 ☎0887-34-1181 中央東林業事務所 ☎0887-53-0657

嶺北林業振興事務所 ☎0887-82-0162 中央西林業事務所 ☎088-893-3612

須崎林業事務所 ☎0889-42-2371 幡多林業事務所 ☎0880-35-5977

※もししくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。



環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さんからお預かりした森林環境税が活用されています。



一般社団法人日本家族計画協会が LINEを利用した相談を開始しました。

思春期の体についての心配ごと、FP(家族計画・妊娠計画Family Planning)の相談をお寄せください。
質問には専門の相談員が、到着順に回答します。

※症状がある場合は、急いでいる時は医療機関で受診してください。
※個々の症例について診断はできませんので留意ください。

JFPA 一般社団法人 日本家族計画協会
JAPAN FAMILY PLANNING ASSOCIATION

思春期・FP
相談LINE(ライン)
月～金 10:00～16:00
(祝日・年末年始を除く)
Line ID : @183xqhfs



水路の蓋お譲りします

道路工事にて不用となった水路用の鋼製蓋をお譲りします。欲しい方は引渡開始日以降に受け取りに来てください。数が少ないためお一人様1組(2枚)を限度とし、枚数管理のため担当者にお声がけいただきますようお願いします。なお、事前予約は行っていませんので必ず引渡開始日以降にお越しください。

●配布鋼製蓋のサイズ等(参考)

鋼製蓋	長さ：1m、幅：30cm、厚み：5cm、重さ：約30kg
引渡開始日	令和3年10月1日(金)

■お問合せ 土木環境課 担当：高松 ☎33-2155

預けて安心!

自筆証書遺言書保管制度

法務局では、「自筆証書遺言書保管制度」に関する事務を取り扱っています。

自筆証書遺言は、ご自身で手軽に作成でき、自由度が高く、相続をめぐる紛争を防止するための有効な手段ですが、遺言書を作成した本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれがあります。

これらの問題点を解決するため、ご自身の財産を家族へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言を検討される際には、ぜひ本制度をご活用ください。

なお、自筆証書遺言書保管制度に係る全ての手続には予約が必要です。

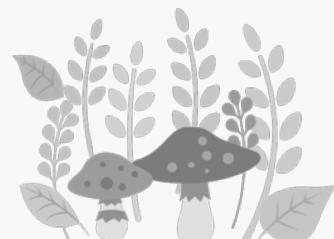
「自筆証書遺言書保管制度」の詳しい内容や手続・予約方法は、法務省ホームページをご覧いただくか、お近くの法務局へお問い合わせください。

【法務局】

高知地方法務局供託課	☎088-822-3331
高知地方法務局香美支局	☎0887-52-3049
高知地方法務局須崎支局	☎0889-42-0374
高知地方法務局安芸支局	☎0887-35-2272
高知地方法務局四万十支局	☎0880-34-1600

【法務省ホームページ】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html





令和2年度 ふるさと納税

ありがとうございました！

寄付
総額

19億8,450万1,380円



延べ 196,032 人の全国の皆様からご寄附をいただきました。
皆様のご厚志に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

令和2年度の「ふるさと応援基金」の活用について

芸西村を応援してくださる皆様から寄せられた「ふるさと応援基金」の活用状況についてお知らせします。
※ふるさと納税寄付金は「ふるさと応援基金」に積み立て、基金から村政に活用します。

●ふるさとの人が輝くために（医療・福祉）

46,580,000円

妊婦乳幼児健診事業・障害福祉サービス事業
健康促進事業・がん検診事業

●ふるさとの未来のために（教育・子育て）

71,590,000円

病児・病後児保育事業・乳幼児医療事業
要・準要保護支援事業

●ふるさとの人が安心して暮らしていくように (産業・観光・防災)

89,460,000円

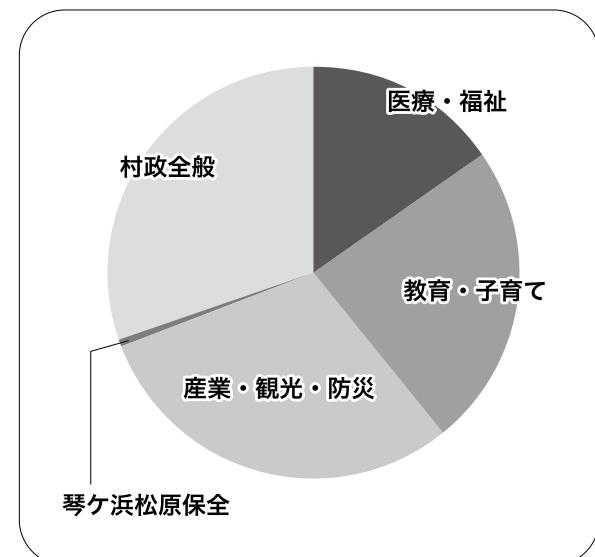
レンタルハウス建設補助事業・住宅耐震事業
地震対策備品購入事業

●ふるさとの自然を守るために

（琴ヶ浜松原保全）

2,280,000円

松くい虫防除事業・間伐支援事業



●その他、よりよいふるさとの村づくりに 必要な事業（村政全般）

90,090,000円

移動販売事業・不燃物処理事業
おでかけバス事業・ごみ収集事業

ふるさと納税特設サイトができました！

返礼品やふるさと納税の制度情報など、ふるさと納税の情報を集約した
特設サイト「げいせいいつうしん」を開設しました。ぜひ一度ご覧ください。

URL <https://furusato-geisei.jp/>



■お問い合わせ 企画振興課 ふるさと納税担当 ☎33-2114



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます！

コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

1. 特例郵便等投票の対象となる方

- ◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている方
※在外選挙人名簿に登録されている方が、上記①又は②に該当することとなった場合も対象となります(衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。

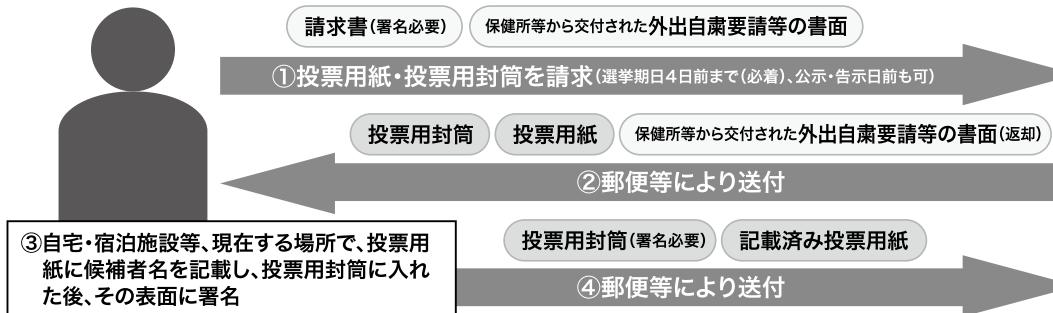
2. 手続の概要

- ◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日(投票日当日)の4日前までに(必着)、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面(以下「外出自粛要請等の書面」といいます)」を添付した「請求書(本人の署名が必要です)」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※請求書の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。各市区町村の選挙管理委員会から、電話等により取り寄せることも可能です。

※在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

- ◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能ですが(請求を受けた市区町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります)。



3. 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行際には、別添「投票用紙等の請求手続について」及び「投票の手続について」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされており、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等(患者ではない方)にご依頼ください。

※濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。
ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。

- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

4. 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則(投票干渉罪(1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)、詐偽投票罪(2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金))が設けられています。

「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★ 総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



～社会福祉協議会より～

夏のちょいボラ体験を開催しました!!



8月11日、小学生以上を対象に、ちょっとしたボランティア体験を開催しました。11名の方が参加されました。『ボランティアって何?』『どんな活動がボランティアになるのだろう』を体験してもらおうと、学習会と村内に暮らしている一人暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんにプレゼントを作りました。

学習会では、高知県ボランティア・NPOセンター鳴川氏に講演していただきました。普段の暮らしの中で幸せを感じる事はどんなことがあるか等の意見を出し合い、ちょっとしたことでも誰かに喜んでもらえる活動がある事を学びました。



今回作ったプレゼントは、病院に行くときなどに保険証等を入れる事ができるクリアケースです。メッセージや絵を書きました。みんなで心を込めて作ったプレゼントは、村内に住む一人暮らしのおじいちゃん・おばあちゃんにお届けする予定です。

参加された皆さんからは、『ボランティアの事を学べてよかったです』『一人暮らしの方へプレゼントを作れてよかったです』『楽しく工作できる事がボランティアに繋がると思うと素晴らしいと思います』等の声が聞かれました。

東京2020パラリンピック 聖火イベント開催!

東京2020パラリンピック聖火イベントを行いました。芸西小学校の児童12名がマイギリ式という方法で火をおこし、伝承館のかまどで製糖作業に利用した火をランタンに移し「げいせいの火」と名付けました。「げいせいの火」は、村内の障害者福祉施設である第2香南くろしお園でお披露目した後、芸西村民会館のロビーで展示しました。

その後、オーテピアで開催された集火式に村長と障害者スポーツ選手の竹崎寛朗さんが出席して、県下一つの炎に統合して開催地である東京都へ送られました。





やってみた～い!!

子どもたちは、保育者がしていることをよく見ています！

保育者が食事前にテーブルを拭いていると「手伝っちゃる！」と保育者と同じ様に拭いたり、午睡用の布団を運んでいると「やりたい！」と自分より大きな布団をヨイショと持ち上げて運んだり…子どもたちは保育者のお手伝いが大好きです。

6月下旬頃、お手伝いが大好きな子どもが保育者と一緒に雑巾掛けをしていると、その姿を見て興味をもった子どもが「僕もしたい」「私もしたい」と寄ってきて、雑巾掛けを始める子どもがどんどん増えました。今では、保育者より先にバケツを用意し水をためて準備をしていますよ。保育者に手を添えてもらったり、保育者が絞っている様子を見ながら自分なりに絞

る経験を1か月以上重ねてきたことで、始めたころは両手で雑巾を握るように絞っていた子どもが、保育者のしている様子を見て同じように絞ってみたり、左右の手でねじるように絞れるようになってきています。仕上げに保育者に絞ってもらうと、拭き掃除の“お手伝い”がスタート。保育者に「助かる～」「上手に拭くね～」等と褒めてもらうとニコニコして、更に張り切って雑巾掛けをしていますよ。この頃では、雑巾を広げて干すことも上手になってきました。

他にも、育てている野菜への水やりや、プール遊びや水遊び後の水着を干すこと等、自分でできることを自分で見つけて保育者と一緒にお手伝いをする姿がたくさん見られています。

これからも、いろいろな体験を通して、自分でできる喜びや充実感が味わえるように、子どもたちの“やりたい”“やってみよう”的意欲を大切にしながら、『できたね』『楽しいね』という体験を積み重ねていきたいと考えています。

雑巾絞りも上手になりました。



シーツも広げて、寝る準備。



保育者のしていることを見て、広げて干すことも♪

おかげでプール がんばれました！



芸西
幼稚園



プール遊びが終わりに近づくにあたり、子どもたちに小松さんの監視も最後になることも伝えると「ええ！そしたら小松さん、次はなにでくるが？（幼稚園へ何をしに来てくれる）」という驚きの声が聞かれました。その後みんなで話し合い、最後の日には、うみ組が作ったお礼のプレゼントを渡すことにしました。「腕に浮き輪付けてくれてありがとう」「溺れんように見てくれてありがとう」「シャワーしてくれてありがとう」等々自分たちなりに考えたメッセージと特徴を掘んだ似顔絵一枚にまとめ、壁掛けにできるようにプレゼントを作りました。小松さんも「ありがとう！これからもプール頑張ってね」と喜んでくださいり、子どもたちも「はい！」と力強い返事を返していました。



小松さんは、プールの監視だけでなく『芋の栽培、収穫』の時にもお世話になっています。また他にも“本とお話の会”的方々による絵本の読み聞かせ等、様々なところでいろいろな地域の方の力が芸西幼稚園を支えてくれています。

今後も、地域の方々の力を借りしながら、子どもたちに様々な経験が出来る様に計画していきたいと考えています。

芸西 小学校



本との出会い

7月9日（金）、『選書会』を行いました。学校で行う「選書会」とは、図書室に入れてほしい本を自分達で選ぶ取組です。当日は、普段、目にすることの少ない、様々な分野の児童書、約1000冊の本との出会いがありました。



「この本おもしろそう。学校の図書室にあったらいいなあ。」「外国の本もあるよ。読んでみたいなあ。」と、様々な種類の本を前に、互いに思いを伝え合い、目を輝かせて本との出会いを楽しんでいました。

ウォルト・ディズニー（実業家・エンターテイナー／アメリカ）は『宝島の海賊たちが盗んだ財宝よりも、本には多くの宝が眠っている。そして何より、宝を毎日味わうことができるのだ』と言っているそうです。

毎日たくさんの児童が訪れる図書室。子どもたちがたくさんの宝を詰め込むことができるよう、できるだけ多くの子どもたちの思いを図書室の書籍購入に反映していきたいと思います。

自分の命は自分で守る

芸西小学校では、どんな状況でも自分の命を守ることができるため、年間を通して様々な場面や状況での避難訓練を行っています。



7月中旬には、休み時間に地震が起った場合を想定し訓練を行いました。児童のふり返りには、「上級生が下級生に声をかけて、連れて行く行動を見ました。自分も地震が来るような状況になったら、そのような行動がとりたいな。いや、するように絶対にしたいと思います。」という声が聞かれ、91%の児童が、「本当の地震だと思って行動できた」と答えています。



「自分の命を守り、避難する力」を養うためにも、日頃の学校生活において、先生や大人がいなくても自分で考えてよりよい行動できる力を育していく必要性を感じました。

教室や廊下に夏休みの力作が勢ぞろい



3年生 体験学習

7月9日（金）に3年生が陶芸体験学習を行いました。

本来であれば修学旅行に行く予定だった3年生が、コロナ感染症の関係で中止になった代替行事です。当日は学校から芸西観光の貸切バスで安芸市の内原野陶芸館に移動し思い思いの作品を製作しました。

お皿、コップ、花瓶など自分が使うことをイメージしたり、大切な人へのプレゼント用にしたりと各自が工夫していました。陶芸が終わった後は、安芸広域公園 里のゾーン（通称：ナス公園）で昼食とフリータイムの時間をとり、思い切り遊びました。平日ということもあり、遊具や広場が貸切状態で、生徒どうしの仲を深め合うことができました。



生徒総会 開催

6月22日（火）に生徒総会が開催されました。

体育館に全校生徒が集まり、生徒会役員より昨年度の決算報告が行われ、その後、今年度の活動計画・予算案の提案が行われ承認されました。また、生徒から学校へ水筒の中身がなくなった際の補給の要望があり、文書で回答しましたが、コロナ対策として冷水機の使用を中止している期間に限り、水・お茶・スポーツドリンクのペットボトル持参を認めることになりました。但し、ペットボトルは補充用で、必ず水筒を持参し、中身がなくなった際に中身を水筒に移す。また、持参できるペットボトルは、家庭から持ち込み持ち帰ることとしておりますので、ご家庭でもご協力をよろしくお願ひします。



川柳

飼い猫にカウンセリング受けてます
老いの身も薄紅色に染めたいね

仙頭祥子

俳句

浜藪香潮迷わずと帰る兄への門火焚く
木戻りの騒のざわめき響く熱帯夜
綿やの強さわめき響く熱帯夜
硯手が套越し洋漁夫の妻の蜂
琴が套越し洋漁夫の妻の蜂

琴洋句会



短歌

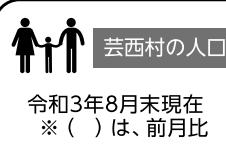
渴水のたびに屋根出す早明浦は
一度も会わぬ祖父すみし村

長崎富子

毒味すみですブドウ一房供えれば
御馳走さまと亡母の声きく
國沢笑

孫の世話できるはうれしかき抱けど
泣きに泣かれてへとへとになる
吉本玉寿

簾吊り西日を避けて昼寝する
隣人と午後の珈琲飲む茶の間
青柿落つる音も楽しみ
仙頭祥子



男	1,721 (-6)
女	1,919 (-2)
合計	3,640人(-8)
世帯数	1,750 (±0)

8月水質試験検査報告

水道水の水質検査は月1回行われています。

項目	基 準	長谷配水池系統	城本配水池系統	馬/上配水池系統	黒瀬配水池系統
一般細菌	100/mℓ以下	0	0	0	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	5.5mg/l	4.6mg/l	4.5mg/l	4.3mg/l
有機物等	10mg/l以下	0.3mg/l未満	0.3mg/l未満	0.3mg/l未満	0.3mg/l未満
pH値	5.8~8.6	7.0	6.8	6.8	6.8
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色 度	5度以下	0.5未満	0.8	0.9	0.8
濁 度	2度以下	0.1未満	0.1	0.1	0.1
遊離残留塩素	1mg/l以下	0.3mg/l	0.3mg/l	0.3mg/l	0.3mg/l
判 定		上記試験項目について異常は認められません			

採水日 令和3年8月2日

検査期日 令和3年8月2日~8月16日

検査機関 (株)東洋技研

芸西村あつたかふれあいセンター



7月7日七夕の日、あつたかふれあいセンターでは、短冊に願いを書き、笹の葉に飾り付けをしました。パズルをしたり、体操をして過ごしています。

■お問合せ あつたかふれあいセンター

☎33-2587 田村・竹中

芸西村身体障害者連盟

会員募集



芸西村身体障害者連盟は、身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、加入していただける方を募集しています。スポーツやイベント等を通してたくさんの方との交流をしてみませんか？興味のある方はお問い合わせください。

■お問合せ

芸西村身体障害者連盟事務局

芸西村社会福祉協議会

☎32-2211 西森

お誕生日おめでとうございます



名 前	保護者	生年月日	性別	地域名
宇田百李	未央	令和3年6月29日	女	西分浜中
西森陽菜	隆二	令和3年7月27日	女	東地

謹んでお悔やみ申し上げます



名 前	死亡年月日	性別	年齢	地域名
小笠原 隆彦	令和3年8月5日	男	93歳	和食浜中
松本 志津香	令和3年8月18日	女	71歳	西組
坂本 美里	令和3年9月5日	女	99歳	井上



1歳になりました



下中 岡村朋紀さんちの
おかむら めい
岡村 芽依 ちゃん
令和2年8月26日生



下中 門田智志さんちの
かどた よう
門田 耀生くん
令和2年8月31日生



極楽 繩宗幸太さんちの
つくむね かのん
縩宗 花音 ちゃん
令和2年9月9日生

☎33-2400 (教育委員会)

図書館へ行こう!!

今年も読書週間が始まります。図書館に来てみませんか。



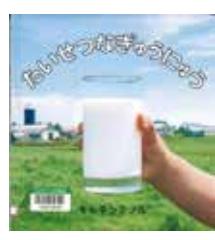
ロータス
コンフィデンシャル
今野敏／文藝春秋

公安のエース倉島警部補は殺人事件に絡むベトナム・中国・ロシアの繋がりを探るが…。



10代のための読書地図
本の雑誌編集部
／本の雑誌社

ジャンル別おすすめの本ガイドや書店員さんが読んでほしい本読んでおきたかった本の紹介。



まいせつなぎゅうにゅう
キッチンミノル／白泉社

みんなが飲んでる牛乳は、誰が作っているかな?牧場の一日常と生まれたばかりの子牛の写真絵本。



コレットとわがまま王女
ルイス・スロボドキン
／瑞雲舎

コレットの住む町にやってきた王女様。とんでもない命令で新しい法律がつくれた町の人たちは…。

題名	著者	出版社	題名	著者	出版社
ロータスコンフィデンシャル	今野敏	文藝春秋	おふろひえてます	とよたかずひこ	ひさかたチャイルド
遠(とおく)の巷説百物語	京極夏彦	KADOKAWA	あんなにあんなに	ヨシタケシンスケ	ポプラ社
もういちど	畠中恵	新潮社	お化けの猛暑日	川端誠	BL出版
我が産声を聞きに	白石一文	講談社	はげたかのオーランドー	トニー・ウンゲラー	好学社
invert	相沢沙呼	講談社	まいせつなぎゅうにゅう	キッチンミノル	白泉社
夜行秘密	カツセマサヒコ	双葉社	防災ハンドメイド	辻直美	KADOKAWA
10代のための読書地図	本の雑誌編集部	本の雑誌社	科学っておもしろい	入江久絵マンガ	旺文社
四十万の流れのように生きて死ぬ	小笠原望	清流出版	じぶんでよめるさかなずかん	成美堂出版編集部編	成美堂出版
ぼくのお父さん	矢部太郎	新潮社	ぼくらの復活大作戦	宗田理	KADOKAWA
美女の魔界退治	林真理子	マガジンハウス	コレットとわがまま王女	ルイス・スロボドキン	瑞雲舎